

# 構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
静岡県、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、  
松崎町、西伊豆町、賀茂村、戸田村
- 2 構造改革特別区域の名称  
伊豆アドベンチャーレース特区
- 3 構造改革特別区域範囲  
伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、  
松崎町、西伊豆町、賀茂村、戸田村の全域
- 4 構造改革特別区域の特性  
「伊豆地域再生計画4.の記述と同じ」
- 5 構造改革特別区域計画の意義  
「伊豆地域再生計画4.の記述と同じ」
- 6 構造改革特別区域計画の目標  
国立公園における自然を活用した催しの容易化により、伊豆の素晴らしい自然をキャンパスに、環境に配慮したイベント展開を可能とし、伊豆地区への集客によって地域活性化を図っていく。  
また、自然公園法により保護された地域において、イベントを実施することにより、優れた自然環境とのふれあいを通じた自然公園法の趣旨の理解促進にも寄与するとともに、地域経済活性化のモデルとして、全国へ波及させていく。
- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果  
「伊豆地域再生計画5.の記述と同じ」
- 8 特定事業の名称  
1301 1302  
国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業
- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項。

## 関連事業

- (1) 伊豆の自然を利用した各種スポーツ大会の開催
  - ・ クロスカントリーとマウンテンバイク大会  
稲取地区のクロスカントリーコース 1 周 5 kmを利用して開催される。
  - ・ 伊豆レディースカップロードレース  
弓ヶ浜～石廊崎にかけて海岸線（国立公園）の国道をコースに走るマラソンである。
  - ・ 下田河津間駅伝大会  
河津をスタートに山間部の国道を利用して下田をゴールにした駅伝大会で毎回 60 チーム程が参加している。
- (2) 地域の伝統行事やイベントの推進  
桜祭、フラワーウォーキング大会や国立公園の海岸を使用したり、観光施設や豊富な温泉を利用した催し、産業祭り等地区毎に工夫を凝らした催しを行う。
- (3) 都市住民と農山漁村の交流  
恵まれた自然、文化、歴史、産業を利用した体験型の観光地にすべく、棚田の田植え体験、山葵の収穫体験、みかん狩り、炭焼き、そば打ち、地引き網、山菜狩り等のグリーンツーリズム事業を推進して、都市と農村の交流を深めていく。
- (4) コミュニティー活動の推進  
花いっぱい運動の推進で花のあふれる美しい街の形成（環境の保全）地域に伝わる伝統行事の活性化を通じて各市町村連携を取りながらコミュニティー活動の強化を図っていく。

## 地方公共団体が必要と認める事項

- ・ 伊豆アドベンチャーレース実行委員会への支援  
アドベンチャーレースの円滑な運営のため、県及び関係市町村間が実行委員会に参画し、自治体間の連絡調整やイベントの広報等を支援する必要がある。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

1 3 0 1 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業  
1 3 0 2

2 当該規則の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の国立公園において行う自然環境を活用した催しであって、関係市町村が地域の活性化に資するものと認めたものを実施する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

特区内の国立公園（特別保護地区を除く）内の自然環境を活用した催しであって、関係市町村が地域の活性化に資すると認める者のために一時的に行われる道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所における工作物の設置、広告物の設置、小規模な土地の形状変更及び工作物の色彩の変更で風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ない行為について、自然公園法第13条第3項及び第26条第1項の規定を適用しないこととする。

例えば、海・山・川等の伊豆の大自然を舞台にした「伊豆アドベンチャーレース」や岩地海岸～波勝岬までの美しい海岸線をコースにする「岩地シーカヤックマラソン」の実施（物品販売・仮設ステージ、仮設テント、案内表示板等を簡易な工作物として設置する予定。）等を予定している。

なお、開催にあたっては、公園計画歩道における自転車走行は行わないなど、風致の維持に配慮して実施することとする。

**16年度伊豆アドベンチャーレース実施概要（案）**

コース総距離 205.4 km      レース期間 9月18日(土)～20日(月)

第1レグ	シーカヤック（松崎海岸～岩地～戸田）	34.0 km
第2レグ	トレッキング（戸田～笹原駐車場：一部公道使用）	12.6 km
第3レグ	マウンテンバイク（笹原駐車場～天城牧場：林道・一部公道使用）	33.5 km
第4レグ	トレッキング（天城牧場から篝木山）	27.4 km
第5レグ	マウンテンバイク（篝木山～奥原林道：林道・一部公道使用）	23.2 km
第6レグ	キャニオニング（奥原林道～河津七滝：一部公道使用）	9.6 km
第7レグ	マウンテンバイク（河津七滝～大鍋越：林道・一部公道使用）	24.9 km
第8レグ	トレッキング（大鍋越～子浦：一部公道使用）	23.2 km
第9レグ	カヌー（子浦～妻良）	1.2 km
第10レグ	トレッキング（妻良～石廊崎：一部公道使用）	15.8 km

## 5 当該規制の特例措置の内容

特区内において特定事業に係る催し（以下、「自然活用型催し」という。）が実施される場合には、当該自然活用型催しを行う場所を管轄する市町村は、国立公園にあっては環境大臣（環境省下田自然保護官事務所に提出。）に当該自然活用型催しの名称、開催場所、開催期間及び当該自然活用型催しに伴う行為の概要を通知することとする。

ただし、当該自然活用型催しを行う場所を管轄する市町村は、通知に当たっては当該催しが、自然を活用した催しであって、地域の活性化に資するものであると認め、かつ、そのために、一時的に行われる道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所における工作物の設置、広告物の設置、小規模な土地の形状変更及び工作物の色彩の変更で風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ない行為であることを認めた上で、通知を行わなければならない。

また、催しの実施にあたっては、当該自然活用型催しを行う場所を管轄する市町村は風致の維持に十分配慮し、又は、催しの実施者に十分配慮するよう指導を行わなければならない。

あわせて、催しの実施のために行われた行為については、当該自然活用型催しを行う場所を管轄する市町村が原状回復を行い、又は行為者に原状回復を指導しなくてはならない。

本特区区域は国立公園区域のみが指定されているため、国定公園にかかる記載については削除した。

注 特定事業ごとに作成すること